＜令和８年度募集＞

大阪市乳児等通園支援事業

（大阪市こども誰でも通園制度）

設置・運営事業者募集

＜令和９年４月事業開始＞

募集要項Ｂ

＜運営予定者審査会なし＞

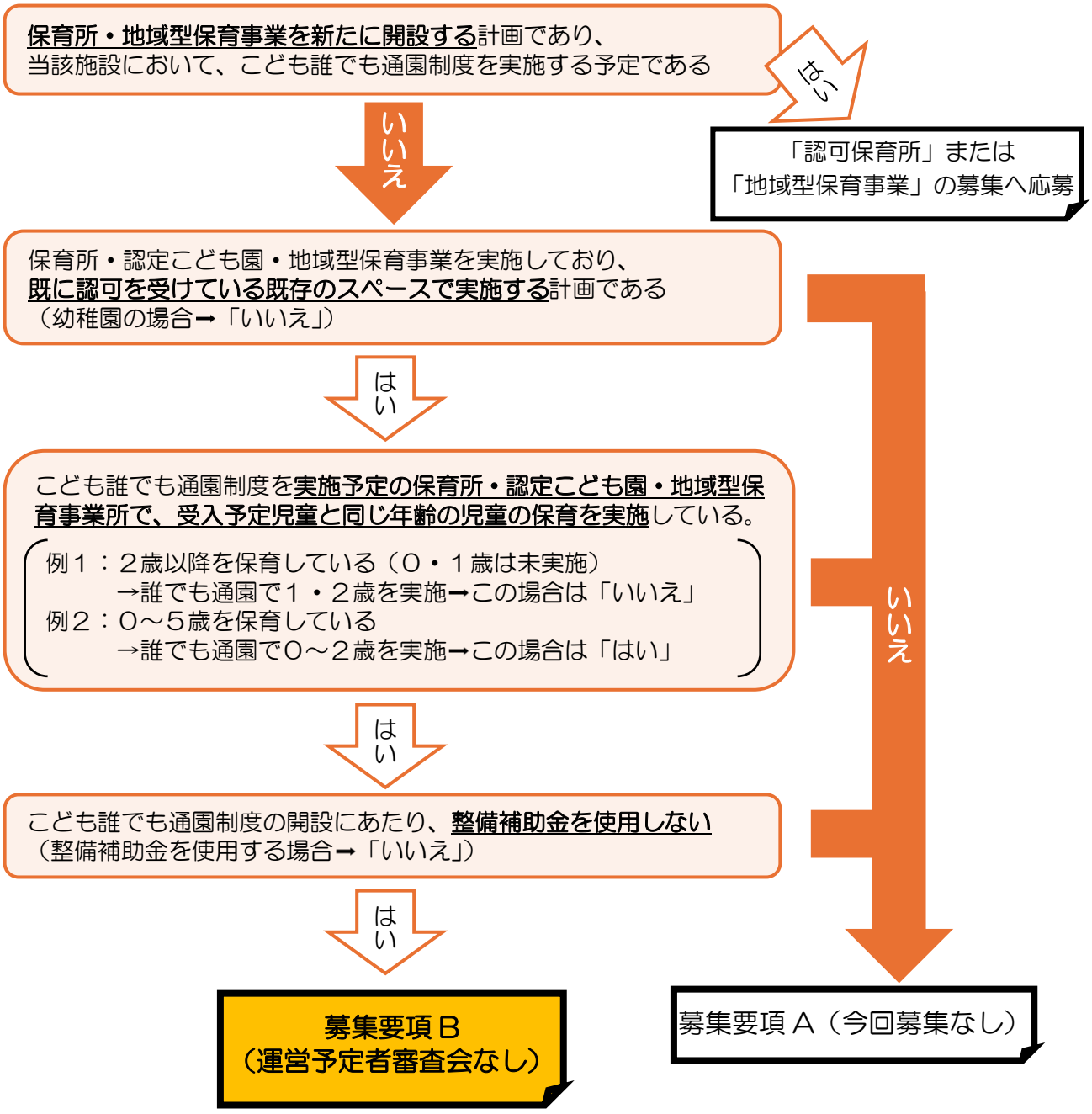
令和８年 10 月

大阪市こども青少年局

幼保施策部幼保企画課

【募集区分について】

- 今回の、大阪市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）設置・運営事業者募集では、募集要項Ｂについて募集します。
- 募集区分Ｂに該当する流れは以下のとおりですので、ご注意ください。
- なお、認可保育所・地域型保育事業の新規開設と同時に、当該施設においてこども誰でも通園制度を実施する場合については、「大阪市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 設置・運営事業者募集」でなく、別途募集を実施している「大阪市認可保育所 設置・運営事業者募集」または、「大阪市地域型保育事業者 設置・運営予定者募集」に応募してください



目次

１　事業の目的と公募の概要 3

２　注意事項 3

３　募集地域及び募集受入人数（時間） 3

４　事業開始時期 3

５　応募資格 3

６　失格事項 4

７　設置・運営の条件 4

８　応募から運営予定者選定までのスケジュール 8

９　応募手続き 8

10　応募費用 10

11　運営予定者の選定結果 10

１　事業の目的と公募の概要

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる新たな給付制度です。

今回の募集では、乳児等通園支援事業（※）の実施事業者を広く募集します。

※　募集は一般型（「在園児合同」または「専用室独立」）に限り、余裕活用型は募集対象外です

２　注意事項

（１）本募集要項に記載された用語の定義などは、本市の解釈によるものとします。

今後、関連法令に改正等がある場合、本募集要項に記載の内容についても変更となる可能性がありますので、留意してください。

（２）ご不明な点やご質問がありましたら、お電話等でお問い合わせください。

質疑内容が共有すべき内容であれば必要に応じて大阪市ホームページ上で回答します。

なお、個別案件の内容につきましては、応募相談をご利用ください。

３　募集地域及び募集受入人数（時間）

募　集　地　域：大阪市内全域

募集受入人数：受入児童数の上限は設けません

（月１人以上の児童を受け入れてください）

４　事業開始時期

大阪市の認可及び確認を受けて、令和９年４月１日（木）までに事業を開始してください。

（本市との協議により早期開始は可能）

５　応募資格

（1）令和８年 10 月１日時点で、受入予定児童と同じ年齢の児童の保育を実施している保育所、認定こども園、地域型保育事業所。

（2）次の児童福祉法（以下「法」）の規程を満たすこと

「社会福祉法人と学校法人」「それ以外」で規程が異なります。

	社会福祉法人 学校法人	左以外
法 34 条の 15 第３項		
１号 経済的基礎があること	―	○
２号 社会的信望があること	―	○
３号 幹部職員の知識・経験があること	―	○
４号 欠格事項に該当しないこと	○	○

※　既に認可を受けている、保育所、認定こども園、地域型保育事業所については、基本的に上記の１号以外は満たしていますので、１号の条件をご確認ください。

【参考】法 34 条の 15 第３項第１号の概要

詳細は法及び「大阪市乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準」を参照してください

第１号	次の（1）～（3）のいずれも満たす経済的基礎があること。 （1）　ー省略ー （2）**令和８年 10 月１日時点**において、事業計画に基づいて安定的な運営が可能（乳児等通園支援事業の年間事業費の 12 分の３以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることを目安とする。）であること。 （3）応募者の全体の財務内容について、直近の会計年度において、３年以上連続して損失を計上していないこと。

６　失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく申請者を失格とする。また、選定後に該当した場合又は該当していることが判明した場合は、選定を取り消すことがある。

（１）提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
（２）提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合
（３）この要項及び補助要綱等に違反又は著しく逸脱した場合
（４）その他不正行為があった場合

７　設置・運営の条件

（１）設置にかかる条件

ア　「大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及びその他の関係法令に適合した事業所であること。

イ　現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

ウ　建築基準法による確認済証及び検査済証（台帳記載事項証明）の交付を受けていること

【建物の要件】

建築基準法による建築確認通知日が昭和 56 年６月１日以降で同法による検査済証のある建物が基本要件になりますが、この要件を満たさない場合は以下の要件及び次ページの表を参考にしてください。

検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、現行の耐震基準を満たしている旨の報告書等が必要になるとともに、次のＡ～Ｃのいずれかを提出する必要があります。

ただし、こども青少年局より特定行政庁等に問い合わせをし、不適格の場合は事業者選定の対象から除外となることがあります。

Ａ　国土交通省の示す「既存建築物の現況調査ガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。

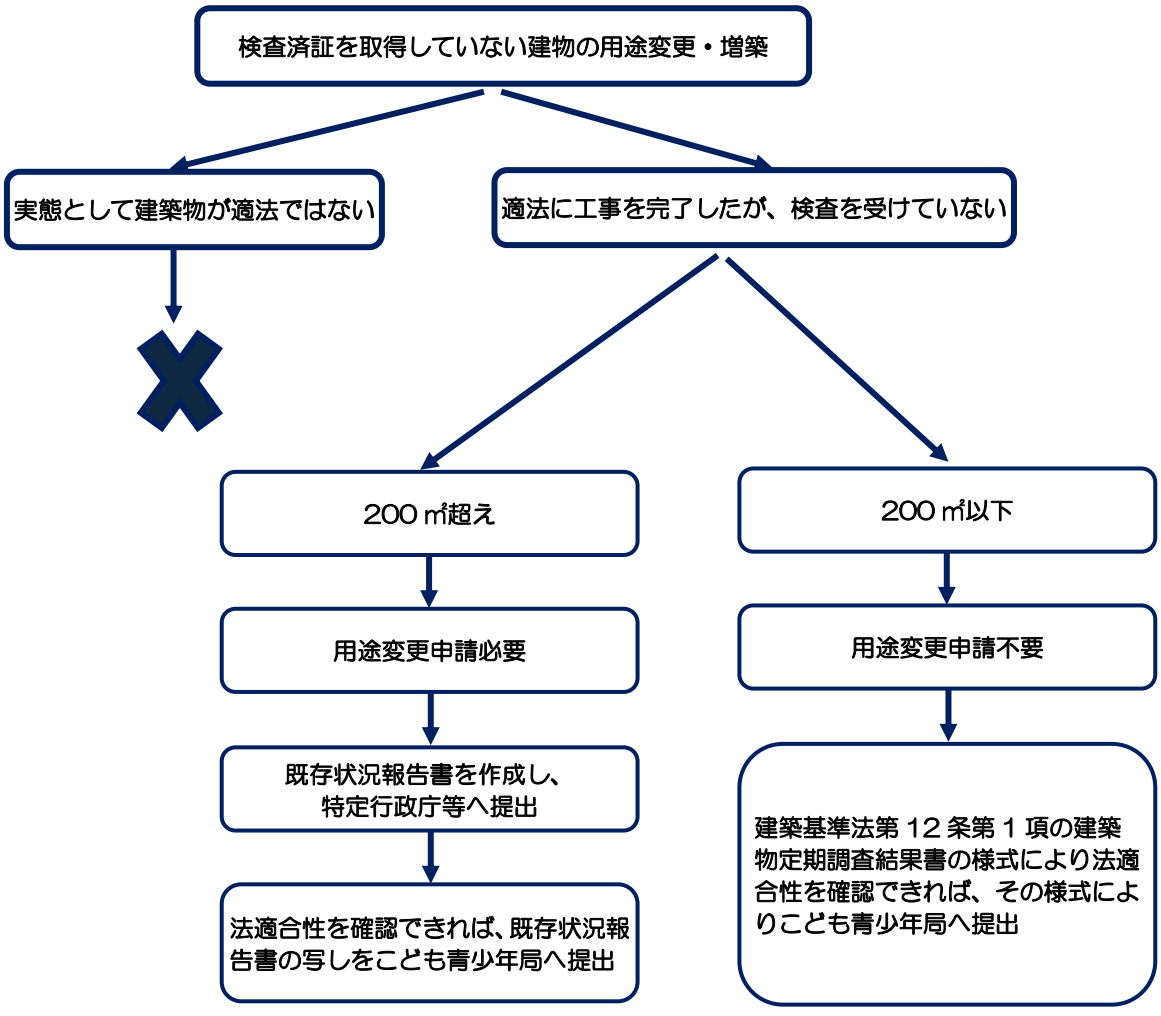
Ｂ　用途変更申請が必要な場合は、特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写しを提出すること。

Ｃ　用途変更申請が不要な場合は、建築基準法第 12 条第１項に基づく建築物定期調査結果書の写しを提出すること。

※ 応募物件について、関係法令・通知等を遵守できることを予め確認する必要があります。

【参考：「7　設置・運営の条件（1）ウ 建物の要件」】

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類（募集要項Bの場合不要）		備　　考
有（紛失した場合を含む）	昭和56年6月1日以降	検査済証の写し		★建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証 ★検査済証を紛失した場合は台帳記載事項証明が必要
	昭和56年5月31日以前	検査済証の写し及び耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの		
無（完了検査を受けていない）	★ 通知日は問わない	①	建築基準法適合状況調査による調査書	★耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの及び①～③のいずれかが必要。 ★特定行政庁へ照会し、場合によっては不適格になることがあります。
		②	200㎡超の用途変更は既存状況報告書（写）	
		③	建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書	



（2）運営に係る条件等

ア　実施施設

令和８年 10 月１日時点で、受入予定児童と同じ年齢の児童の保育を実施している保育所、認定こども園、地域型保育事業所

イ　実施日

事業者において決定する。なお、変更する際は認可変更手続きが必要となる場合があるため、実施日はそれを考慮して決定すること。

ただし、１人につき月 10 時間の受け入れ枠を確保すること。

ウ　利用対象者

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない０歳６か月～満３歳未満の未就園児。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている０歳６か月～満３歳未満の園児は対象とする。

エ　受け入れ児童

受け入れる児童は次のいずれかとする。なお、歳児は当該年度の４月１日時点を基準とする。

Ａ　０歳児、１歳児及び２歳児

Ｂ　１歳児及び２歳児

Ｃ　２歳児のみ

※ただし、近接する事業所において、進級に伴う連携ができ、利用者が進級後も本制度を継続的に利用できる場合はこの限りではない。

オ　事業内容

利用者に対し、月 10 時間以内の定期的又は定期的でない柔軟な預かりを行う。

実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立）のいずれかで実施することとし、<u>余裕活用型については対象としない。</u>

なお、同年齢保育または異年齢保育は問わない。

カ　利用料

こども一人１時間あたり 300 円を標準額とする

A）利用料は、良質な支援を提供するために必要な取組を行う場合に、利用対象者（保護者）（以下「保護者」という）から徴収することができる。

B）利用料の減免について

- 生活保護法による被保護世帯の保護者については、利用料を全額減免することができる。（この場合、300 円を上限に減免相当額を給付費に加算する。）
- 市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割 77,101 円未満（※）世帯の保護者については、利用料をこども一人１時間あたり 200 円減免することができる。（この場合、200 円を上限に減免相当額を給付費に加算する。）

※　大阪市等の指定都市で住民税を課税されている保護者の場合は
「市民税所得割額」×6/8 の金額で計算した金額
（大阪市で市民税課税の場合：所得割 102,801 円未満で減免可能）

C）キャンセルの際の取扱について

保護者の都合により利用日当日を含めキャンセルした場合の利用料は施設の裁量により徴収することも可能とするが、その場合は、保護者に対してその根拠、金額、キャンセル料の発生日時等について利用開始前に説明するものとし、当日の支

払い予定額を超えて請求してはならないものとする

D) 利用料徴収の手続きについて

- あらかじめ利用料の使途及び額及び利用料の支払いを求める理由について、書面によって明らかにすること
- 保護者に対して説明を行い、書面で同意を得ること
- 利用料の支払いを受けた場合は、領収書を交付すること

E) 利用料以外の費用について

- 給食費、おやつ代、おむつ代等個々の利用対象者にかかる実費については、別途保護者から徴収することができる。
- D) に記載する利用料徴収の手続きと同じく、あらかじめ書面によって使途や額等を書面で説明し、同意を得るとともに、支払いを受けた場合は領収書を交付すること。
- ただし、この同意については利用料と異なり書面によることを要しない。

キ　総合支援システムの利用

利用申込受付や利用時間の記録等は、国が開発した総合支援システムの利用が必須となる。システムの利用方法など詳細は、選定後に情報提供する。

ク　実施要件

A　設備運営基準

「大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」
「大阪市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」のとおり

主な基準

●職員配置

０歳児	職員（※）１人に対し児童３人
１歳児・２歳児	職員（※）１人に対し児童６人

※ 職員数の２分の１以上は、保育士資格が必要
保育士以外は所定の研修（令和８年４月８日こども家庭庁「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」参照）を修了したもの

●保育室面積

０歳児・１歳児	児童１人あたり3.3㎡
２歳児	児童１人あたり1.98㎡

●給食

給食の提供は施設の裁量となります。
ただし、給食を提供する場合は、調理設備、調理員（※）が必要となります。
※ 調理業務の委託を行う場合及び外部搬入を行う場合不要

B　認可を受ける際の条件等

「大阪市乳児等通園支援事業認可等要綱」のとおり

C　審査基準

「大阪市乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準」のとおり

D　その他

こども家庭庁が作成した「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」の内容を踏まえて本事業を実施すること。

※ 社会福祉法人、特定非営利活動法人が本事業を実施する場合は、定款の変更が必要になる場合があります。
学校法人の場合は、寄付行為への記載の要否について、各所轄庁（文科省、大阪府教育庁私学課）に相談してください。

８　応募から運営予定者選定までのスケジュール

内　　容	日　　程
応募相談期間	令和８年 10 月１日（木）～令和８年１１月２６日（木）
事前登録受付期間	令和８年 10 月１日（木）～令和８年 12 月４日（金）
応募書類受付期間	令和８年 10 月１日（木）～令和８年 12 月１０日（木）
選定結果の通知	書類確認次第通知予定 （令和９年１月中旬頃までに通知の予定）

９　応募手続き

（１）募集要項の配布

ア　配布期間

令和８年 10 月１日（木）から令和８年１１月２６日（木）まで
午前９時から午後５時 30 分（土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

イ　配布場所

大阪市役所地下１階　大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課窓口
大阪市北区中之島１丁目３番 20 号　地下１階北側

※ 募集要項及び様式は大阪市こども青少年局ホームページよりダウンロードできます。
https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000687457.html

（２）応募相談について

【応募相談の申込みについて（予約制）】

応募相談は、前日までに必ず電話で予約をしていただき、相談内容、人数、日時などをお伝えください。なお、応募予定事業者へ確認する内容もありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。

予約状況により、希望の日時に対応ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【応募相談期間】

令和８年 10 月１日（木）から令和８年１１月２６日（木）まで

※ 10 時、11 時、14 時、15 時、16 時の５区分で各１時間以内
（土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

【ご相談・問合せ先・相談場所】

大阪市北区中之島１丁目３番 20 号　地下１階北側
大阪市役所こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）
電話　０６－６２０８－８０４１

（３）応募にかかる事前登録

ア　事前登録

応募する場合は

・事前登録申込書（様式第１号）
・誓約書（様式２）
・事前登録チェック表（様式第３号）

に必要事項を記載し、それぞれ１部にて事前登録を行ってください。

なお、**事前登録を行っていない応募予定事業者及び案件は、受付期間内に応募書類を持参しても受付をいたしません。**

※ 事前登録前に、原則１回は応募相談を行ってください。

※ 各様式については、記載例を参考としてください。

イ　事前登録受付期間

令和８年 10 月１日（木）から令和８年 12 月４日（金）まで

事前登録の書類は原則持参とするが、送付による場合は書留に限ることとし、事前登録期間最終日午後５時 30 分までに必着とします。

ウ　受付場所

上記『（２）応募相談について【ご相談・お問合せ先・相談場所】』と同じ

（４）応募書類

ア　応募（申請）書類様式

別添「乳児等通園支援事業認可申請書」のとおり**４部**ずつ提出すること

※ 各様式については、記載例を参考に作成してください。

イ　応募書類の受付期間

令和８年 10 月１日（木）から令和８年 12 月１０日（木）まで

午前９時から正午まで、及び午後１時 30 分から午後５時 30 分まで

（ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く）

※応募書類の提出は持参のみの受付とし、郵送等による受け付けは行いません。

なお、書類持参時に提出書類が揃っているか確認を行うため、確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。

※受付期間中の書類差替えは可能としますが、受付期間終了後は、本市から指示した事項を除き、原則、書類差替え等は行えません。

※受付期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されますので、あらかじめ時間に余裕をもってお越しください。

（注）当募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・欠落がある場合などにおいては、書類受理をお断りさせていただきます。

- 提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、Ａ４縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。（Ａ４サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、Ａ３サイズとし、片袖折りで作成してください。）両面印刷での提出も可能です。
- パイプ式ファイル、フラットファイル（背表紙伸縮式含）に綴じて提出してください。
- クリアブックリフィル、Ｚ式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意してください。

（５） 応募書類提出にかかる留意事項

応募（申請）書類の様式については、「乳児等通園支援事業認可申請書」に基づき作成してください。

- 応募書類については「提出書類一覧表（チェック表）」の項目番号ごとに間紙にインデックスを付け、それぞれの項目番号ごとにページ番号（１－１・１－２、２－１・２－２等）を付記したうえで、１部ずつＡ４ファイルに穴をあけて綴じてください。
- 応募書類の詳細については、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックを行ってください。なお、提出書類一覧表（チェック表）は、提出時のチェック作業にも使用しますので、応募書類の巻頭に綴じて提出してください。

１０　応募費用

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とします。

１１　運営予定者の選定結果

選定結果は応募事業者に通知するとともに、選定された事業者の名称、事業開始予定時期等は、大阪市ホームページ上で公表します。

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課
環境整備グループ

郵便番号 530-8201
大阪市北区中之島１丁目３番２０号
TEL　06-6208-8041
FAX　06-6202-9050
メールアドレス　kodomo-daretsu@city.osaka.lg.jp